

桜井市災害廃棄物処理計画

令和6年3月

桜 井 市

【目 次】

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
第2章 基本的事項	3
1 市の概要	3
2 対象とする災害	4
3 対象とする災害廃棄物	6
4 災害廃棄物処理の基本方針	7
4-1 処理の基本方針	7
4-2 処理期間	7
5 処理主体	7
6 災害廃棄物発生量	8
6-1 地震による災害廃棄物発生量	8
6-2 風水害による災害廃棄物発生量	9
6-3 生活ごみ、避難所ごみ発生量	10
6-4 し尿発生量等	11
第3章 災害廃棄物処理対策	12
1 平時（発災前）	12
1-1 処理計画の策定、見直し	12
1-2 自区域内における関係主体との連絡体制の整備（災害協定の締結）	12
1-3 自治体協同処理体制（協同組織）の整備	13
1-4 実務的な業務手順、様式等の整備（マニュアル等の作成）	13
1-5 片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理の対応策の検討	14
1-6 仮置場の選定、準備	18
1-7 住民広報	20
1-8 自区域内における処理施設、処理可能量の把握	21
1-9 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施	23
2 初動期（発災後約1か月）	24
2-1 庁内体制の設置	24
2-2 自区域内における関係主体との連絡体制	24
2-3 協同組織の設置	24
2-4 関係機関との連携	25
2-5 片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理	28
2-6 仮置場の設置、運営	30
2-7 災害廃棄物量の算定	33
2-8 住民広報	33

2-9 受援体制の整備	33
3 応急対策期（発災後約1か月～3か月）	35
3-1 被災状況の集約と災害廃棄物量等の見直し	35
3-2 住民広報	35
3-3 仮置場の設置、運営	35
3-4 環境モニタリングの実施	35
3-5 災害廃棄物処理実行計画の策定	37
3-6 処理の進行管理	39
3-7 国庫補助金対応	39
4 災害復旧・復興期	41
4-1 被災状況の集約と災害廃棄物量等の見直し	41
4-2 住民広報	41
4-3 環境モニタリングの実施	41
4-4 処理の進行管理	41
4-5 国庫補助金対応	41
4-6 災害廃棄物処理実行計画の見直し	41
第4章 その他	42
1 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	42
1-1 公費解体の手順	43
1-2 事業者との契約	43
1-3 石綿対策	43
2 選別、処理、再資源化	44
3 最終処分	44
4 広域的な処理・処分	44
5 太陽光パネル、蓄電池等への対応	45
6 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物の対策	45
7 思い出の品等	45
8 その他地域性のある災害廃棄物処理対策	45

第1章 総則

1 計画の目的

国は、都道府県及び市区町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定 環境省。以下、「指針」といいます。）を平成30年3月に改定しました。

この指針に基づき、市域に強い地震や風水害等の大規模災害が発生した場合において、「桜井市地域防災計画」（令和3年3月改訂 桜井市防災会議。以下、「市防災計画」といいます。）で定めた廃棄物処理に関する項目について、市の役割や責務について具体的に整理し、膨大な災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するための事前準備や対策方法を検討し整理することを目的として、「桜井市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、過去の大規模災害で得られた教訓、知見をもとに策定された指針に基づくとともに、「市防災計画」と整合を図りつつ、「第2次奈良県地震被害想定調査」（平成16年10月 奈良県）で整理された災害廃棄物発生量等の情報を参考に整理します。

また、大規模災害が発生した場合には、近隣市町村や応援市町村との連携が必要となることから、「奈良県災害廃棄物処理計画」（平成28年3月 奈良県）との整合についても考慮して策定しています。

なお、今後市防災計画をはじめとする関連計画や指針等の改定、並びに近年多発する異常気象における暴風雨災害での教訓に基づく災害廃棄物対策技術等、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて見直していきます。

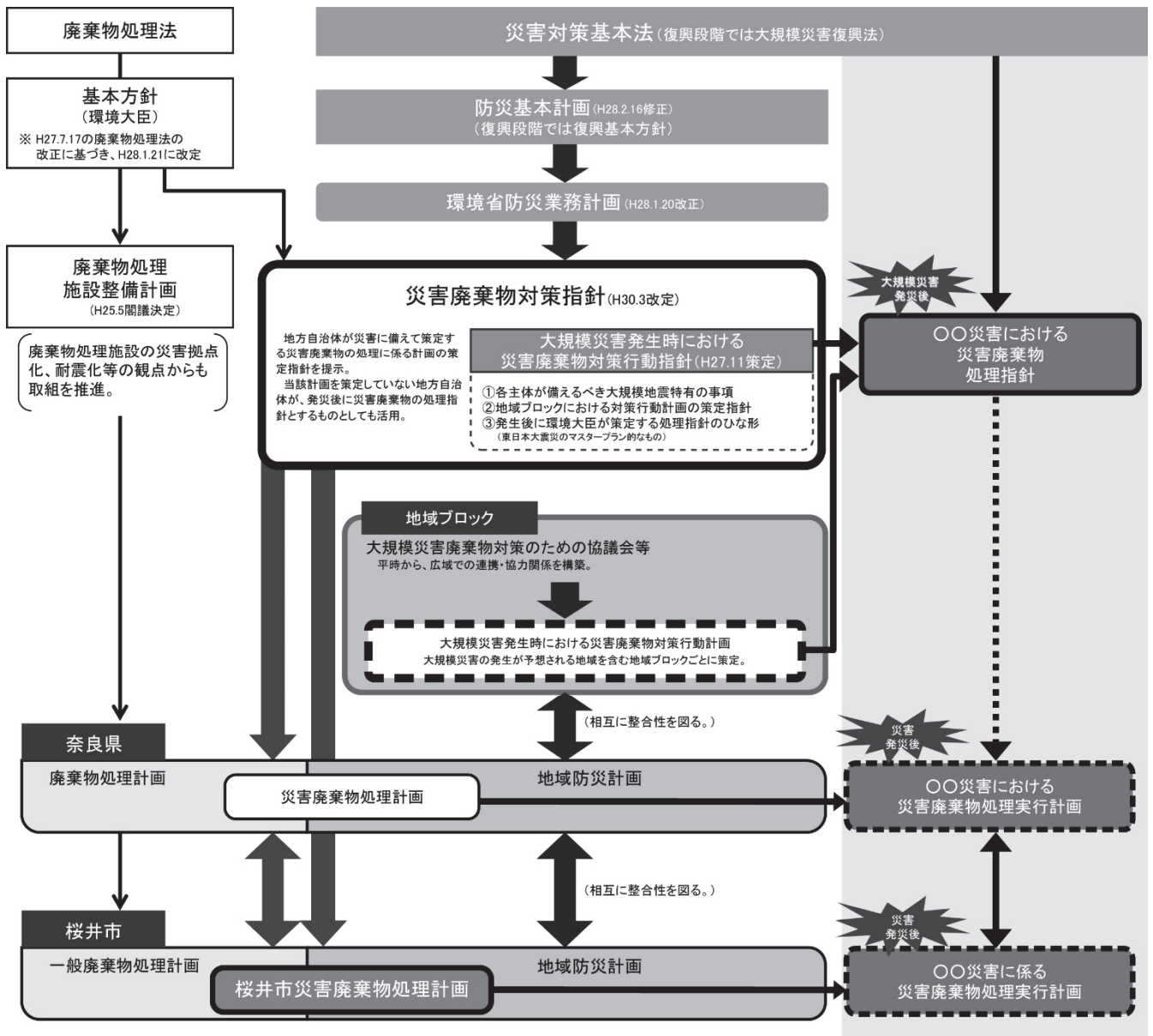


図 1-1 計画の位置付け

第2章 基本的事項

1 市の概要

桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、北部は龍王山、藺生峠、貝ヶ平山を経て天理市、奈良市に続き、南部へは竜門山地を越え吉野郡に、更に経ヶ塚山、熊ヶ岳の山峰を擁しています。また、中央部から東へは、三輪、巻向、初瀬の山々が連峰し、大和高原の一部となっています。これらの山々に囲まれた平坦部は、北西部に次第に傾斜しながら大和平野に広がり、田原本町、橿原市と接続しています。

河川は、大和川水系で大和川、粟原川、寺川、米川、纏向川が、かんがい用水として平坦部一帯を潤しています。



出典：「国土地理院 基盤地図情報」（国土地理院）

図 2-1 対象地域(桜井市)

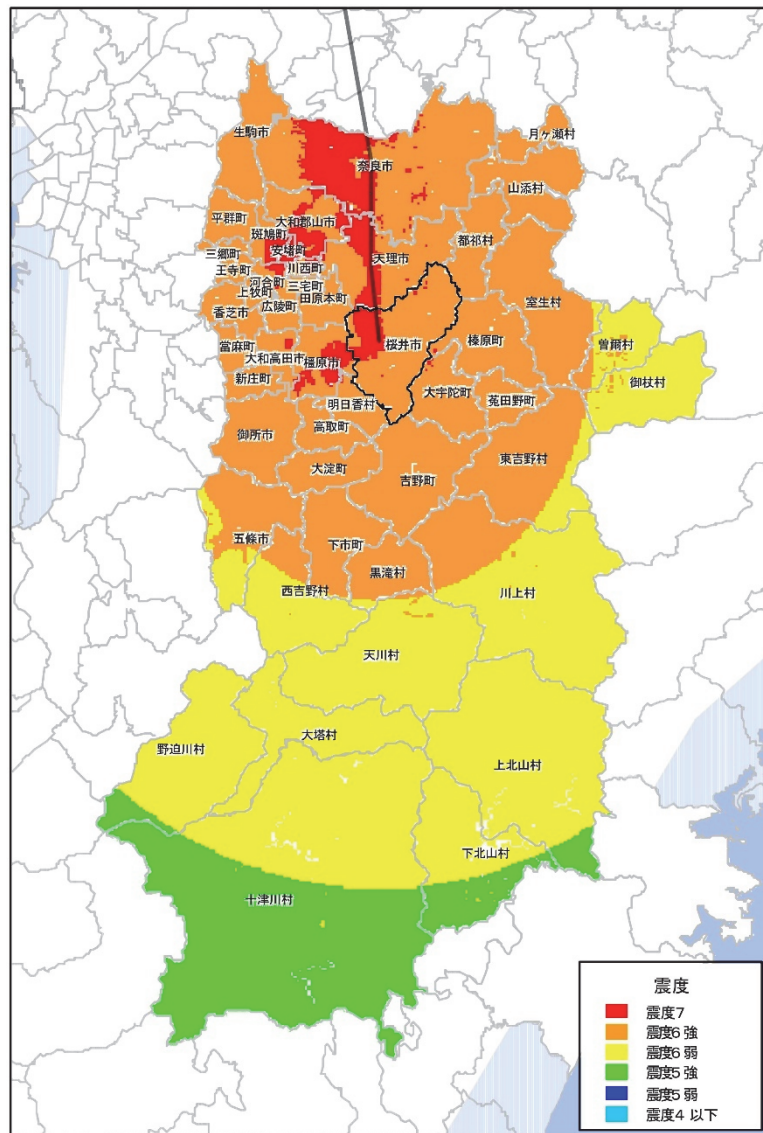
2 対象とする災害

本計画で対象とする災害については、市防災計画で示された表 2-1、図 2-2 及び表 2-2、図 2-3 で示す対策上想定すべき災害（地震災害、風水害）を対象とします。

表 2-1 想定する災害(地震)

項目	内容
想定地震	奈良盆地東縁断層帯地震
予想規模	最大震度7
建物全壊棟数	5,595棟
建物半壊棟数	2,834棟
避難人口（最大）	21,696人

出典：「第 2 次奈良県地震被害想定調査」（平成 16 年 10 月、奈良県）



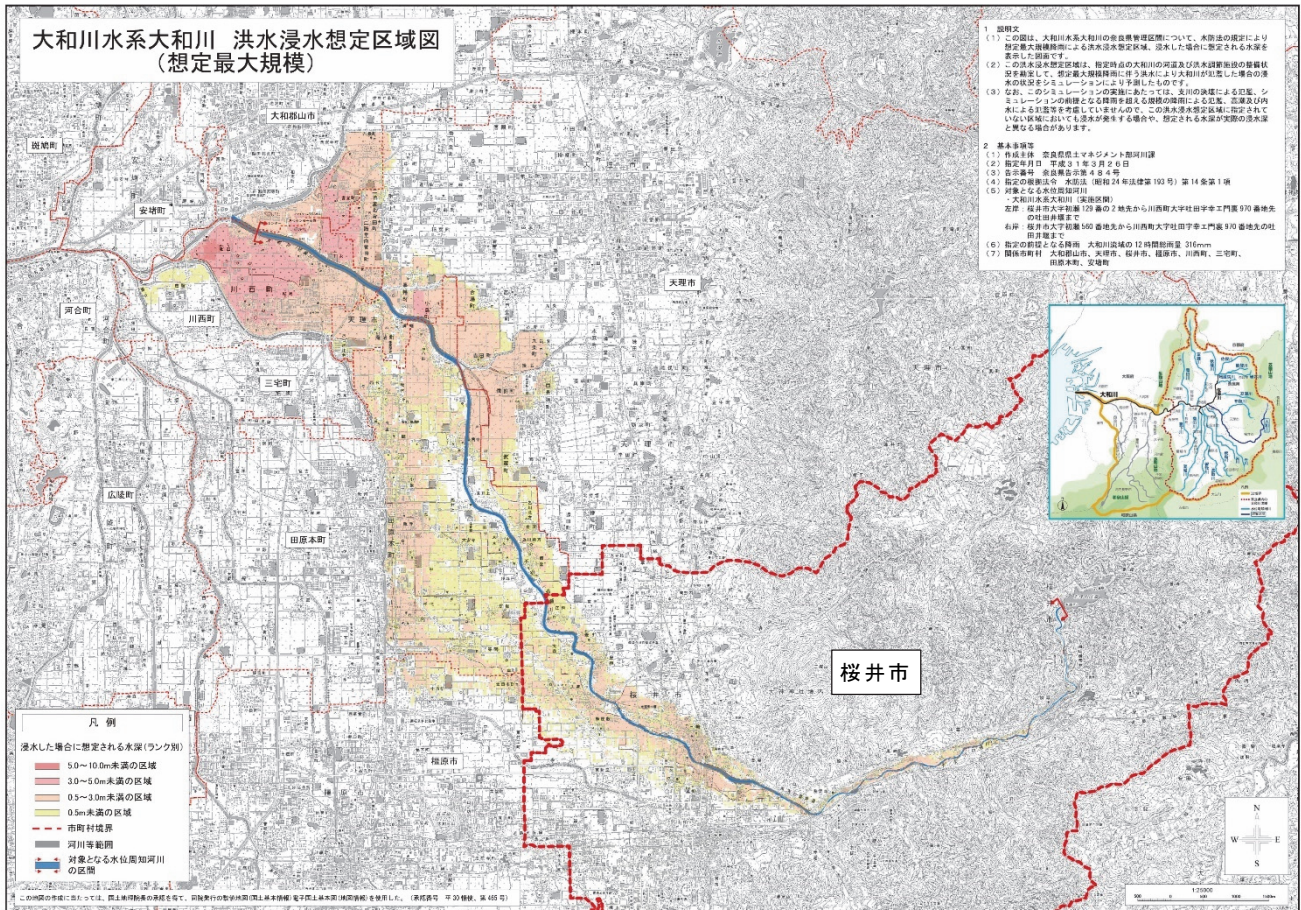
出典：「第 2 次奈良県地震被害想定調査」（平成 16 年 10 月、奈良県）

図 2-2 奈良盆地東縁断層帯地震の震度分布図

表 2-2 想定する災害(風水害)

項目	内容
想定水害	大和川水系大和川の氾濫(洪水)
予想雨量	12時間総雨量316mm

出典：「大和川水系大和川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成 31 年 3 月 26 日、奈良県 県土マネジメント部河川課)



出典：「大和川水系大和川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成 31 年 3 月 26 日、奈良県 県土マネジメント部河川課)

図 2-3 大和川水系大和川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

3 対象とする災害廃棄物

損壊家屋等から発生するがれき類や、被災家屋から発生する片付けごみなどの災害廃棄物は、一般廃棄物に該当するため、本市が処理の主体となります。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は表 2-3 に示すとおりです。

災害廃棄物は、適切に処理できるよう分別区分を決定し、被災住民に周知します。

表 2-3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物（がれき類及び片付けごみ）	木くず	柱、梁、壁材、水害等による流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど
	瓦くず	廃瓦
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	腐敗性廃棄物	昼や被害冷蔵庫等から排出される食品
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類等の有害廃棄物など
	堆積物	土砂や汚泥が洪水により堆積したもの
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、太陽光パネル、石膏ボードなどの桜井市グリーンパークでは処理が困難なものなど	
生活ごみ	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

注. 冷蔵庫、冷凍庫内の食品などは集積所や仮置場に排出される前に、通常ごみとして排出することを広報する

4 災害廃棄物処理の基本方針

4-1 処理の基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針は表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別、再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力、支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力、支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

4-2 処理期間

発生から概ね 3 年以内の処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

5 処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項の規定により、本市が第一義的に処理の責任を負います。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることとされ、本市において災害規模が甚大で、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合または災害廃棄物処理対策に支障が生じる場合は、県及び地方環境事務所に対し、事務委託を依頼します。

6 災害廃棄物発生量

6-1 地震による災害廃棄物発生量

奈良盆地東縁断層帯地震による災害廃棄物の発生量は表 2-5 に示すとおりです。奈良盆地東縁断層帯地震が発生した場合、災害廃棄物は可燃物、不燃物等あわせて約 756.8 千 t 発生すると想定されています。

表 2-5 地震による災害廃棄物発生量

区分	建物被害数	原単位	廃棄物発生量	備考
全壊	5,595 棟	117 トン/棟	654,615t	
半壊	2,834 棟	23 トン/棟	65,182t	
火災焼失	481 棟	77 トン/棟	37,037t	
合計			756,834t	

出典：建物被害数…「第 2 次奈良県地震被害想定調査」（平成 16 年 10 月、奈良県）

原単位…「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）

注．火災焼失の原単位は、全壊の発生原単位に火災焼失に伴う建物の減量率（34%：木造の場合）を用いて算定（火災焼失原単位＝全壊原単位×（100%－減量率：34%））

表 2-6 地震による災害廃棄物の組成別構成比

種類	構成比	発生量
合計	100%	756,834t
可燃物	16%	121,093t
不燃物	30%	227,050t
コンクリートがら	43%	325,439t
金属	3%	22,705t
柱角材	4%	30,273t
その他	4%	30,273t

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）

注．四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

6-2 風水害による災害廃棄物発生量

大和川の氾濫による災害廃棄物の発生量は表 2-7 に示すとおりです。大和川が氾濫した場合、災害廃棄物は約 28.8 千 t 発生すると想定されています。また、そのうち浸水被害で壊れた家電製品や家財道具を除く、損壊した建物由来の廃棄物は約 14.1 千 t になると想定されています。

表 2-7 風水害による廃棄物発生量

区分	建物被害数	原単位	廃棄物発生量	備考
全壊	75 棟	117 トン/棟	8,775t	建物解体由来
半壊	229 棟	23 トン/棟	5,267t	建物解体由来
床上浸水	2,835 棟	4.6 トン/世帯	13,041t	
床下浸水	2,757 棟	0.62 トン/世帯	1,709t	
合計			28,792t	

出典：建物被害数…国土地理院が公表している基盤地図情報の建物データと対象地域の想定浸水深から、建物被害棟数を推計

原単位…「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）

注．「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）による発生源単位より算出

注．床上浸水、床下浸水の廃棄物発生量は、1 棟＝1 世帯として算出

表 2-8 風水害による災害廃棄物の組成別構成比(建物解体由来のみ)

種類	構成比	発生量
合計	100%	14,042t
可燃物	16%	2,247t
不燃物	30%	4,213t
コンクリートがら	43%	6,038t
金属	3%	421t
柱角材	4%	562t
その他	4%	562t

注．建物解体由来とは、全壊、半壊の災害廃棄物発生量による

注．四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

注．「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（平成 31 年 4 月改定、環境省）による構成比で案分

6-3 生活ごみ、避難所ごみ発生量

(1) 生活ごみ（片付けごみ）

片付けごみの発生量は表 2-9 及び表 2-10 に示すとおりです。片付けごみは、災害の種類により性状が異なり、特に風水害時には水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生するため、積込み、積降ろしに重機が必要となります。なお、収集運搬車両には、平積みダンプ等を使用する予定です。

表 2-9 地震による片付けごみ発生量

災害種別	被害棟数（棟）	片付けごみ（t） 2.5t/棟
奈良盆地 東縁断層帯地震	8,910	22,275

出典：建物被害数…「第 2 次奈良県地震被害想定調査」（平成 16 年 10 月、奈良県）
原単位…「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（令和 5 年 4 月改定、環境省）

表 2-10 風水害による片付けごみ発生量

災害種別	被害棟数（棟）	片付けごみ（t） 1.7t/棟
大和川の氾濫	5,896	10,023

出典：建物被害数…国土地理院が公表している基盤地図情報の建物データと対象地域の想定浸水深から、建物被害棟数を推計
原単位…「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-2】（令和 5 年 4 月改定、環境省）

(2) 避難所ごみ

奈良盆地東縁断層帯地震が発生した場合、表 2-11 に示すとおり、21,696 人の避難者が発生し、約 21.0 t /日の避難所ごみが発生すると想定されます。

表 2-11 避難所ごみ発生量

災害種別	避難者数 （人）	全排出量 （g/人・日）	避難所ごみ全量 （t/日）
奈良盆地東縁断層帯地震	21,696	966	21.0

出典：避難者数…「第 2 次奈良県地震被害想定調査」（平成 16 年 10 月、奈良県）
全排出量…「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（令和 5 年 4 月、環境省）

注．原単位は、通常時の住民 1 人 1 日当たりの排出量を使用

注．避難所ごみ全量＝避難者数×全排出量

6-4 し尿発生量等

(1) し尿発生量

奈良盆地東縁断層帯地震が発生し、避難者が全員汲み取り式の仮設トイレを使用した場合には、表 2-12 に示す量のし尿が発生すると想定されています。

この想定では、地震被害想定による避難者数をもとに計算していますが、上下水道等のインフラ施設が被害を受けた場合、避難者以外も各住居の水洗トイレが利用できなくなり、近隣の避難所等に設置された仮設トイレを利用することになるため、インフラ施設の被害による仮設トイレの利用者についても考慮する必要があります。

表 2-12 し尿発生量

災害種別	避難者数 (人)	し尿原単位 (L/人・日)	1日当たりの し尿排出量 (L/日)	収集頻度	避難所における し尿処理排出量 (L)
奈良盆地 東縁断層帯地震	21,696	1.7	36,883	3日に1回	110,649

出典：避難者数…「第2次奈良県地震被害想定調査」（平成16年10月、奈良県）

し尿原単位、収集頻度…「災害廃棄物対策指針技術資料」【技14-3】（令和2年3月31日、環境省）

注. 1日当たりのし尿排出量(L/日) = 避難者数 × し尿原単位

注. 避難所におけるし尿処理排出量(L) = 1日当たりのし尿排出量 × 収集頻度(日数)

表 2-13 し尿発生量を基とした仮設トイレの必要数(推計)

災害種別	避難者数 (人)	し尿原単位 (L/人・日)	収集頻度	仮設トイレ の便槽容量 (L/基)	仮設トイレ の必要数 (基)
奈良盆地東縁断層帯地震	21,696	1.7	3日に1回	400	277

出典：避難者数…「第2次奈良県地震被害想定調査」（平成16年10月、奈良県）

し尿原単位、収集頻度、仮設トイレの便槽容量…「災害廃棄物対策指針技術資料」【技14-3】
(令和2年3月31日、環境省)

注. 仮設トイレの必要数 = 避難者数 × し尿原単位 × 収集頻度(日数) ÷ 仮設トイレの便槽容量

表 2-14 使用人数を基とした場合の仮設トイレの必要数(推計)

災害種別	避難者数 (人)	仮設トイレ使用人数を基とした場合		
		100人/基	75人/基	20人/基
奈良盆地東縁断層帯地震	21,696	217	290	1,085

出典：避難者数…「第2次奈良県地震被害想定調査」（平成16年10月、奈良県）

第3章 災害廃棄物処理対策

1 平時（発災前）

1-1 処理計画の策定、見直し

本計画は、国の指針や市防災計画が改定された場合は適宜見直しを行います。また一般廃棄物処理計画が改定された際には、その内容を確認のうえ、処理施設の処理能力等に大きな変更が生じる場合は見直しを行います。

1-2 自区域内における関係主体との連絡体制の整備（災害協定の締結）

市町村等、都道府県の災害時応援協定は表 3-1 に示すとおりです。また民間事業者との災害時応援協定は表 3-2 に示すとおりです。今後、災害廃棄物処理に関連する各種事業者団体等との応援協定の締結についても調整します。

表 3-1 災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成24年8月1日	奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書	奈良県及び協定対象市町村、一部事務組合	県内で発生した災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援

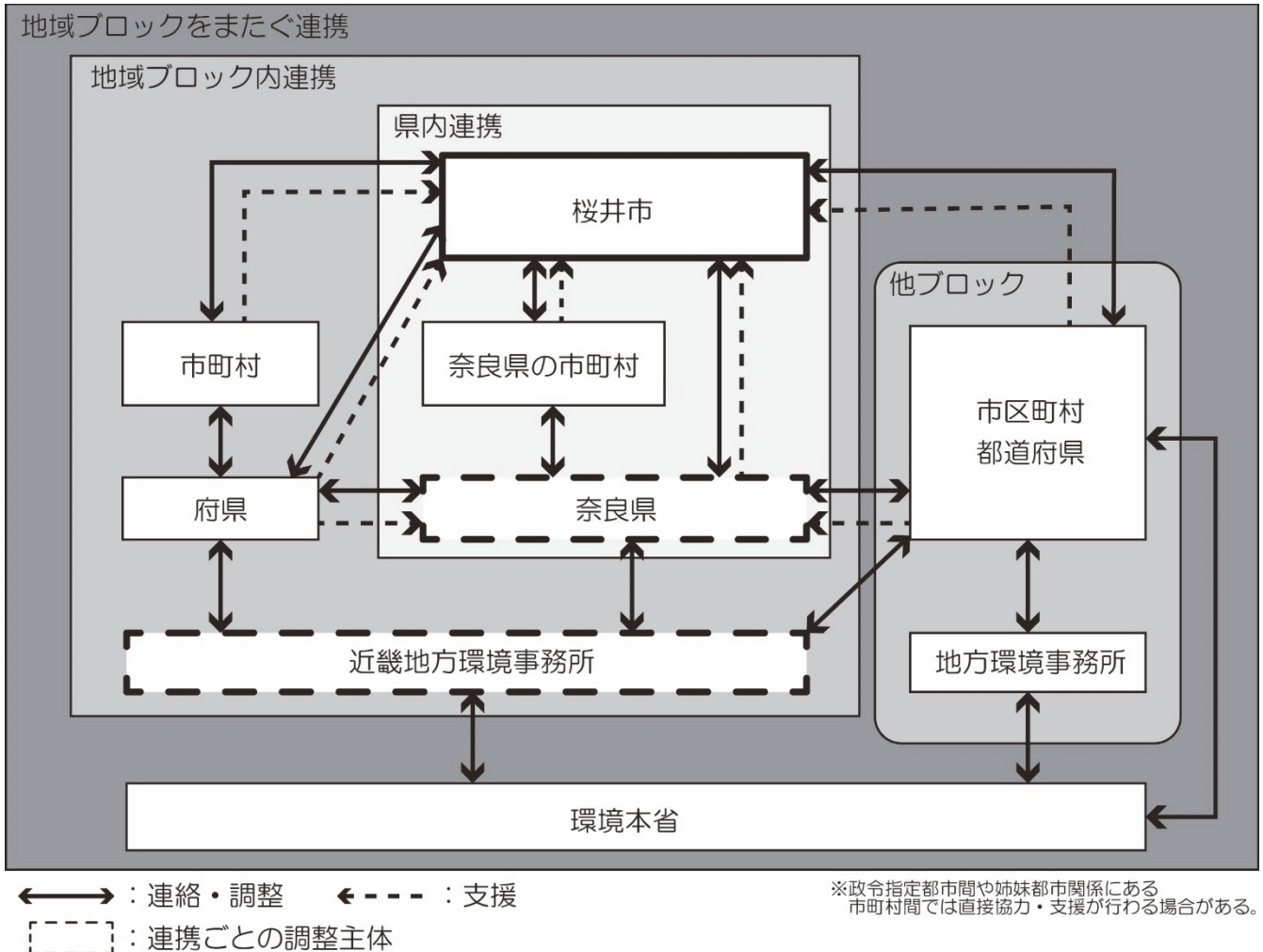
表 3-2 民間事業者との災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成29年3月6日	災害時における一般廃棄物の処理に関する協定	桜井市環境事業協同組合	発災時、市民の生活環境を保全するため、市内における一般廃棄物の発生状況の調査、把握、収集及び運搬について協力要請を行う

1-3 自治体協同処理体制（協同組織）の整備

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）は図3-1に示すとおりです。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。



出典：「災害廃棄物対策指針」【技8-1】（令和2年3月31日）一部編集

図3-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)

1-4 実務的な業務手順、様式等の整備（マニュアル等の作成）

発災後、迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるために、速やかに市内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等の情報収集を行えるよう、マニュアル等を作成します。また、災害廃棄物等の処理状況や廃棄物処理施設の被害状況は定期的に県に報告が必要となるため、必要な情報や報告事項、報告様式について整理を行います。

1-5 片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理の対応策の検討

(1) 片付けごみ

小・中規模災害時は、発災後初期段階から住民によりがれき類を含む片付けごみの排出が想定されます。特に水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出され始めるため、初動が遅れると住宅周辺道路や公園など、市が意図していない場所に集積される場合があります。そのため、片付けごみの分別排出ルールについて平時より周知し、住民へルールの周知、徹底に努めます。

表 3-3 災害種別による片付けごみの性状の違い

項 目	地 震	水 害
廃棄物組成の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦、コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い。 ・片付けごみは、割れもの、家具、家電類が比較的多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の生木、流木等が発生する場合がある。 ・床上、床下浸水による片付けごみが多く建物解体は比較的少ない。 ・片付けごみは、水分や土砂等を含んだ畳、敷物、衣類、木くずや大型ごみ（家具等）が発生する。
片付けごみの搬出状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家から壊れたものを搬出し、必要なものは家の中で保管する。 <p>→比較的分別されて排出されやすい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床下の泥出し、消毒乾燥のため、浸水した家から濡れたものをいったん搬出し、不要なものをそのまま放置する。 <p>→比較的分別されにくい</p>
特に注意が必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多く、全壊・半壊等の建物解体によるものが中心のため片付けごみは水害と比べ少ない。 ・損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）（以下、「撤去・解体」といいます。）は重機を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分、土砂等を含むため、ごみ出しが困難になる。 ・水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭、汚水の発生に注意が必要。 ・分別排出が困難なため、集積所では大まかな分類を実施する。 ・浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要。
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積所を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分、土砂等による重量増のため、積込み時に注意が必要。 ・床上浸水は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要。

片付けごみは、発災直後から排出されることが想定されるため、速やかに収集を行うことができるよう、対応方針は表 3-4 のとおりとします。片付けごみは、災害の種類により性状が異なり、風水害時に水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み、積降ろしに重機を使用し、収集運搬車両には、平積みダンプ等を使用します。また、片付けごみ発生量の推計結果をもとに、仮置場の候補地を検討します。

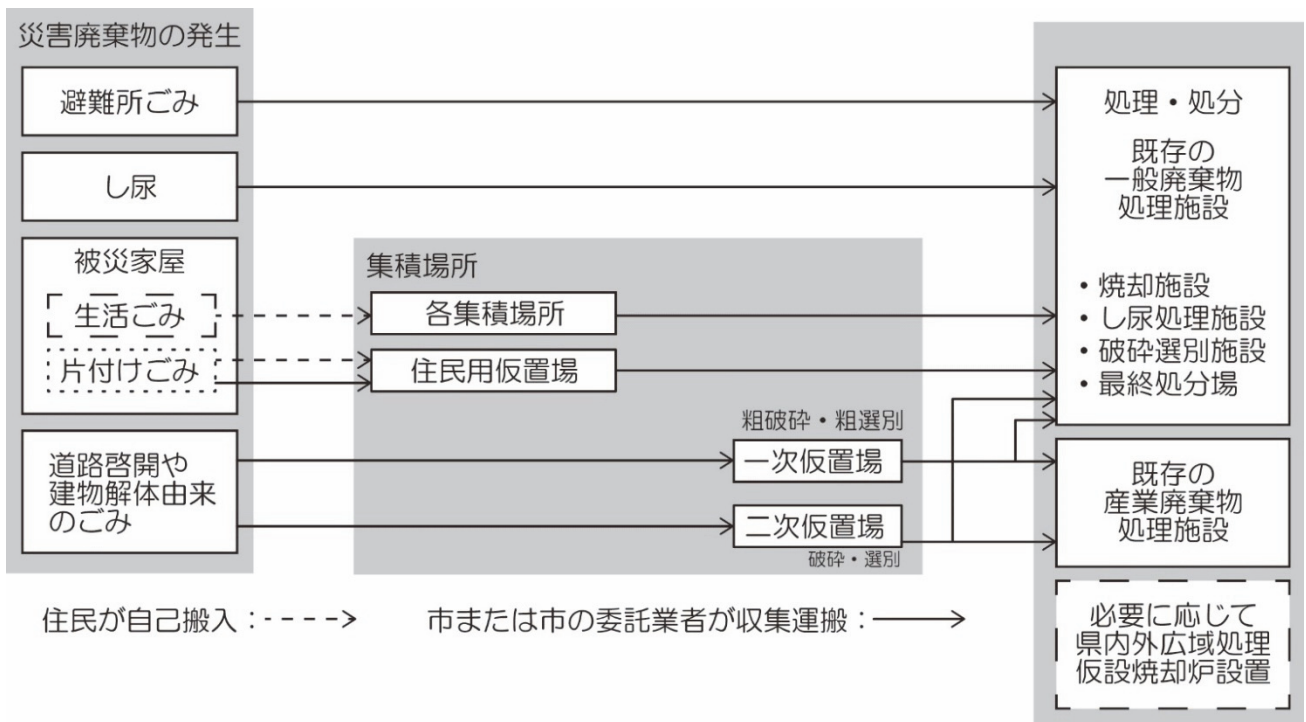
表 3-4 片付けごみの対応に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者：環境総務課長 ・対応者：施設課、業務課、環境総務課各職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの発生状況の確認 ・発生量の予測、推計 ・持込みのみで対応可能か検討 ・市民への周知 ・便乗ごみ対策
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS、メール、広報紙、広報車、市の掲示板、避難所への掲示等による市民への周知を行う。

(2) 生活ごみ

災害時においても、家庭から排出される通常的生活ごみの収集、処理を継続します。

生活ごみの排出は、発生した災害廃棄物との混在や仮置場へ生活ごみを搬入させないよう収集方法の確立、住民への周知を徹底します。なお収集した生活ごみは桜井市グリーンパークで処理を行い、必要に応じて奈良県、民間団体に支援を要請します。



出典：宮城県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 8 月、宮城県）一部編集

図 3-2 災害時における生活ごみ収集の流れ

表 3-5 生活ごみと片付けごみの収集の連携の検討に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者：業務課長 ・ 対応者：業務課職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積所の被害、利用状況の確認 ・ 通常時の収集業務から変更する必要があるか検討 ・ 広報内容や方法の検討
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部からの情報を確認する。 ・ 収集業務時にごみ集積所の状況を確認する。 ・ 通常通り、生活ごみを収集することを広報する。 ・ 被災状況により、必要に応じて県と相談し協定等を活用し、収集運搬、処理面での応援を求める。

(3) 避難所ごみ

避難所ごみは、仮置場への搬入は行わず、生活ごみと同様に市が収集運搬を実施します。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足、処理施設での受入能力が不足した場合や一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、住民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を検討します。

避難所から排出されるごみの分別及び保管方法は表 3-6 に示すとおりです。

避難所ごみの発生量を推計し、それを考慮した収集運搬ルート及び収集頻度を検討します。なお、収集運搬車両が不足する場合等、適切な収集運搬体制が維持できない場合には、県に支援要請を行い、適切な収集運搬体制を確保します。

表 3-6 避難所ごみの分別及び保管方法

種類	内容	保管方法等
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、再資源化できない紙類、布類等	生ごみ等腐敗性の廃棄物は袋に入れて密閉して保管し、優先的に収集する。
不燃ごみ	ガラス製品、筒型乾電池、資源物以外の空きカン、空きビン等	分別して保管する。
古紙	新聞紙	分別して保管する。
	ダンボール	
	雑誌	
	牛乳パック	
ペットボトル	ペットボトル (♻️のみ) PET	分別して保管する。
空きカン	飲料用の空きカン	分別して保管する。
空きビン	飲食用の空きビン等	分別して保管する。
使用済小型家電	携帯電話、携帯型ゲーム機、電話機、デジタルカメラ、電子辞書等	分別して保管する。
危険ごみ	スプレーカン、使い捨てライター、カセットボンベ等	分別して保管する。
有害物、危険物	消火器、ガスボンベ等	避難者の安全を十分に考慮し、保管、回収する。
感染性廃棄物	注射針、血の付いたもの等	蓋のできる保管容器で管理し、回収については医療関係機関と調整する。

(4) し尿処理

① 仮設トイレ等の需要の把握

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、桜井市清掃公社が行い、収集したし尿等は桜井市し尿処理場で処理しています。発災時には、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置やし尿の収集運搬及び携帯トイレからの汚物等の処理が必要となります。

災害時に下水道が使用できなくなることを想定した、本市における仮設トイレ等の需要の把握に必要な事項は表 3-7 に示すとおりです。

仮設トイレ等は避難所の規模、想定する災害によるし尿需要量、仮設トイレの推計必要数をもとに、災害対策本部が対応を検討します。

表 3-7 仮設トイレ等の需要の把握、確保、設置に必要な事項

項目	検討結果
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者：環境総務課長 ・対応者：環境総務課、桜井市清掃公社各職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が、防災倉庫に常備の携帯トイレ、仮設トイレの把握 ・災害対策本部が必要に応じ、仮設トイレを準備
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレは避難所に常備しておく。 ・仮設トイレの必要基数を避難者数から算出する。 ・事業者に依頼し、仮設トイレを設営する。 ・し尿の収集運搬は、災害対策本部→桜井市清掃公社のフローで連絡し、桜井市清掃公社が、収集日程の調整を行う。 ・収集したし尿処理は、し尿処理施設運転管理委託業者が実施する。

② 仮設トイレ等の確保、運用

仮設トイレ等は迅速な設置が求められるとともに、仮設トイレ等のし尿は、避難所開設の翌日から収集が必要となります。そのため、災害対策本部は、設置に係る手順、必要車両（種類、台数）、手配先などあらかじめ整理し、発災時には設置情報を幅広く収集するよう努めます。

表 3-8 仮設トイレ等の確保、運用に必要な事項

項目	検討結果
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの確保、運用：被災者救援グループ、廃棄物処理グループ ・仮設トイレのし尿の収集運搬：桜井市清掃公社職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレを確保、設置し、桜井市清掃公社に適宜、収集運搬を依頼。（災害対策本部が運搬処理の依頼を一括集約） ・清掃、衛生面の充実（消耗品、備品の確保）
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの確保と必要基数、配置を決める。 ・し尿収集のための収集頻度、衛生確保など検討する。 ・桜井市清掃公社との収集運搬の調整を行う。 ・し尿処理施設運転管理委託業者との処理の調整を行う。

1-6 仮置場の選定、準備

(1) 仮置場候補地の選定

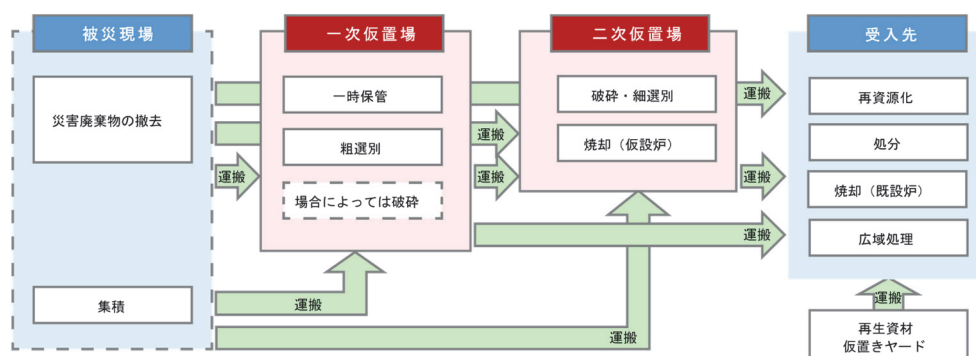
災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要です。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれ、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平時にその候補地を選定します。本市における仮置場候補地選定に係る体制は表 3-9 に示すとおりです。

表 3-9 仮置場(一次、二次)候補地の選定に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者：環境総務課長 ・対応者：環境総務課、業務課、施設課各職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要面積、適正配置を踏まえ仮置場候補地のリストアップ ・所有者との調整 ・仮置場の管理、運営できる事業者をリストアップ
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場必要面積の推計から、必要な候補地を検討する。 ・仮置場を管理、運営する事業者と協定を締結する。

表 3-10 仮置場の定義

一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を一時的に集積し、分別、保管を行う場所 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設を設置し中間処理を行う場所。一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模に応じて、必要と認められる場合に設置する。



出典：「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 18-1】（平成 31 年 4 月改定、環境省）を参考に作成

注．災害規模によっては、被災現場と一次仮置場の間に小規模な集積所（住民仮置場）を設置して災害廃棄物を集積する場合もある

注．再生資材仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資材が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと

図 3-3 仮置場の概要

(2) 仮置場の必要面積

市で想定される対象災害が発生した際の仮置場に必要面積の推計方法は、「災害廃棄物対策指針 技術資料」による処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とし算定しました。

表 3-11 仮置場必要面積算定方法

必要面積：集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペースの割合)
集積量＝災害廃棄物の発生量(表 2-6、表 2-8 を参照)－処理量
処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間(3年と設定)
見かけ比重：可燃物 0.4(t/m ³)、不燃物 1.1(t/m ³)
積み上げ高さ：5m以下が望ましい(5mを適用)
作業スペース割合：0.8～1(1を適用)

表 3-12 地震による仮置場必要面積

項目	発生量 (t)	処理量 (t)	集積量 (t)	見かけ比重 (t/m ³)	必要面積
合計	756,834	252,277	504,557	-	24.77ha
可燃物	121,093	40,364	80,729	0.4	8.07ha
不燃物	227,050	75,683	151,367	1.1	5.50ha
コンクリートがら	325,439	108,480	216,959	1.1	7.89ha
金属	22,705	7,568	15,137	1.1	0.55ha
柱角材	30,273	10,091	20,182	0.4	2.02ha
その他	30,273	10,091	20,182	1.1	0.73ha

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 18-2】(平成 31 年 4 月改定、環境省)による算定方式より算出
注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

表 3-13 風水害による仮置場必要面積(建物解体由来のみ)

項目	発生量 (t)	処理量 (t)	集積量 (t)	見かけ比重 (t/m ³)	必要面積
合計	14,042	4,680	9,362	-	0.46ha
可燃物	2,247	749	1,498	0.4	0.15ha
不燃物	4,213	1,404	2,809	1.1	0.10ha
コンクリートがら	6,038	2,013	4,025	1.1	0.15ha
金属	421	140	281	1.1	0.01ha
柱角材	562	187	375	0.4	0.04ha
その他	562	187	375	1.1	0.01ha

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 18-2】(平成 31 年 4 月改定、環境省)による算定方式より算出
注. 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(3) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した場合は、場所、受入期間（時間）、分別方法、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行います。広報は、全世帯へ周知できるようホームページ、SNS、メール、広報紙、広報車、市の掲示板、避難所への掲示等複数の方法により行います。

1-7 住民広報

(1) 広報の内容と手段

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要です。特に仮置場の設置、運営、ごみの分別の徹底、便乗ごみの排出防止等、周知すべき情報は平時から広く周知を図ります。情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、メール、広報紙、広報車、市の掲示板、避難所への掲示等を検討しており、それらを被災状況や情報内容に応じて活用します。

表 3-14 広報する情報(例)

項目	内容	担当組織	広報方法
収集状況	・通常ごみ、災害ごみ、片付けごみの排出方法、収集方法について、便乗ごみ対策	業務課	・ホームページ、SNS、メール、広報紙、広報車、市の掲示板、避難所への掲示等
住民用仮置場の設置状況	・場所、設置予定期間、分別方法、搬入方法、収集方法、搬入期間、収集期間 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する	施設課 業務課	
仮置場の設置状況	・場所、設置予定期間、処理の概要 ※仮置場における便乗ごみの搬入禁止や、不法投棄、不適正処理の禁止についてもあわせて周知する	施設課 環境総務課	
災害廃棄物処理の進捗状況	・市全域及び地区ごとの処理の進捗状況及び保管施設の稼働状況、今後の計画	施設課 環境総務課 業務課	

(2) 広報の実施

広報は、庁内の担当部局と連携し適時適切に実施します。

表 3-15 住民等への啓発、広報窓口の確保に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者：環境総務課長 ・対応者：環境総務課、業務課、施設課各職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS、メール、広報紙、広報車、市の掲示板、避難所への掲示等 ・通常ごみの収集の案内 ・便乗ごみの対策 ・し尿の収集の案内 ・災害ごみの分別、持込みの案内 ・仮置場の開設と持込みの案内
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、広報車については、行政経営課と協議を行う。 ・自治会への調整については、市民協働課と協議を行う。 ・多くの市民に情報を伝えるため、複数の広報手段で伝える。

1-8 自区域内における処理施設、処理可能量の把握

災害廃棄物の処理可能量は、指針で示された方法により算出しました。

(1) 焼却施設等の処理可能量

表 3-16 一般廃棄物焼却施設の概要

施設名	供用開始年度	炉数	処理能力 (t/日)	処理方式	炉型式
桜井市ごみ焼却炉棟	平成 14 年	1	63	ストーカ式	全連続運転

出典：「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況」（令和 5 年 4 月、環境省）
http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html

注．処理能力、処理方式は令和 7 年 3 月竣工予定の基幹的設備改良工事後の処理能力とする

表 3-17 リサイクルセンターの概要

施設名	供用開始年度	炉数	処理能力	処理方式	炉型式
桜井市リサイクルセンター	平成 14 年	—	30t/日	—	—

表 3-18 し尿処理施設の概要

施設名	供用開始年度	炉数	処理能力 (kl/日)	処理方式	炉型式
桜井市 し尿処理場	平成 3 年	—	51	膜分離高負荷 脱窒素処理	—

表 3-19 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量

施設名	年間処理量 【実績】 (t/年度)	稼働期間	処理可能量 (t/2.7 年)		
			低位 (最大で 5%)	中位 (最大で 10%)	高位 (最大で 20%)
桜井市ごみ 焼却炉棟	17,850	2.7 年	2,410	4,820	9,639

出典：年間処理量（実績）…「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況」
（令和 5 年 4 月、環境省）（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html）

注．「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-4】（平成 31 年 4 月改定、環境省）による算定方式より算出

注．処理可能量＝年間処理量【実績】×稼働期間×年間処理量【実績】に対する分担率

注．事前調整等を考慮し稼働期間は 2.7 年とする

注．低位、中位、高位は通常の一般廃棄物とあわせて処理を行うと想定し、年間処理量（実績）に対する分担率

（2）最終処分場の処理可能量

表 3-20 最終処分場の概要

施設名	埋立開始年度	埋立終了年度 ^注	処分場の現状
桜井市最終処分場	平成 18 年	令和 9 年	埋立中

出典：埋立開始、終了年度、処分場の現状…「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況」
（令和 5 年 4 月、環境省）（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html）

注．埋立終了年度は埋立開始年度に想定したもの

表 3-21 最終処分場の災害廃棄物処理可能量

施設名	年間処理量 【実績】(t/年度)	残余容量 (m ³)	処理可能量 (t/2.7 年)		
			低位 (最大で 10%)	中位 (最大で 20%)	高位 (最大で 40%)
桜井市 最終処分場	717	21,801	194	387	774

出典：年間処理量（実績）、残余容量…「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況」
（令和 5 年 4 月、環境省）（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html）

注．「災害廃棄物対策指針技術資料」【技 14-4】（平成 31 年 4 月改定、環境省）による算定方式より算出

注．処理可能量＝年間処理量【実績】×稼働期間×年間処理量【実績】に対する分担率

注．事前調整等を考慮し稼働期間は 2.7 年とする

注．低位、中位、高位は通常の一般廃棄物とあわせて埋立処分を行うと想定し、年間埋立処分量（実績）に対する分担率

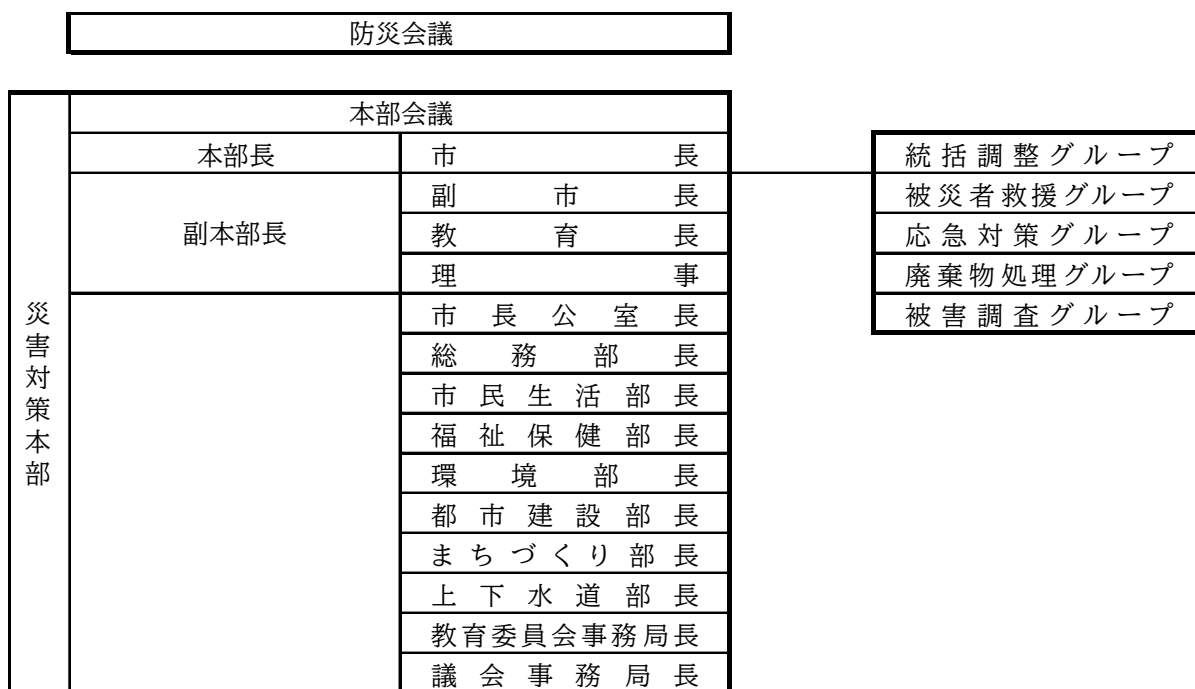
1-9 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施

発災後速やかに災害廃棄物进行处理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平時から災害マネジメント能力の維持、向上を図る必要があります。そのため、平時の業務での習得や研修に参加するなど、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努めます。

2 初動期（発災後約1か月）

2-1 庁内体制の設置

発災時の組織体制は、市防災計画に基づき図3-4に示す体制とします。



出典：「桜井市地域防災計画」（令和3年3月、桜井市防災会議）一部編集

図3-4 災害対策本部組織の構成

2-2 自区域内における関係主体との連絡体制

発災後は、第3章1-2の市町村等、都道府県の災害時応援協定に基づき、連携を図ります。

2-3 協同組織の設置

発災後は、第3章1-3の災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）に基づき、協同組織を設置し、被災状況に応じた支援の要請や連絡調整、報告を行います。

2-4 関係機関との連携

(1) 自衛隊、警察、消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路管理担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整します。

初動期での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察、消防等と十分に連携を図ります。

災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供します。

(2) 市町村等、都道府県、国との連携

市町村等、都道府県による協力・支援については、災害対策本部と連携し、予め締結している災害協定等に基づき、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにします。協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用します。また、災害廃棄物処理業務を遂行するうえで、市の職員が不足する場合は、県に要請し、県職員や他の市町村職員等の派遣（従事する業務、人数、派遣期間等）について協議、調整を行います。

表 3-22 市町村等、都道府県、国との連携に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none">・ 責任者：環境総務課長・ 対応者：環境総務課職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の必要性の検討・ 仮置場設置に係る機材や資材の検討・ 廃棄物処理施設が使えないときに、近隣市町村に処理を依頼可能かどうかの検討・ 人員不足の際の動員の検討
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部と調整を行う。・ 関係団体への協定の締結及び応援要請を行う。・ 市役所組織内での動員が可能か検討を行う。・ 奈良県廃棄物対策課に応援要請を行う。

(3) 民間事業者団体等との連携

民間事業者の協力は、災害廃棄物処理を円滑に進めるうえで重要なため、平時から協定の締結等による連携強化を図り、発災時には速やかに協力体制を構築できるよう努めます。

また、他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進めるうえで重要なため、発災時には協定に基づき速やかに協力体制を構築するよう努めます。

表 3-23 民間事業者団体等との連携に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	・ 責任者：環境総務課長 ・ 対応者：環境総務課、施設課各職員
2) 実施すべき事項	・ 災害廃棄物の運搬、処理依頼 ・ 災害状況に応じて、協定団体等へ協力依頼 ・ ボランティアとのごみの分別情報の共有
3) 実施方法	・ 産業廃棄物処理業者に依頼をする。

(4) ボランティアとの連携

地震や風水害等による大規模な災害が発生し、住民の被害状況から継続的な支援が必要と判断した場合、災害対策本部は災害ボランティアセンターの開設を要請します。災害ボランティア活動の中で、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、清掃などがあります。

それらの活動に関する留意点として、表 3-24 に示す事項が挙げられます。初動期における災害ボランティアの受け入れには混乱が想定されるため、受入体制の調整を行います。

表 3-24 災害ボランティア活動の留意点

留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアの心構え、作業内容、活動にあたっての注意事項等を説明する。災害対策本部が災害廃棄物搬出先（仮置場）を設置した際には、災害ボランティアには活動開始時点で、その処理を円滑に行うため、災害廃棄物の処理に関わる分別方法や排出方法、搬出先（仮置場）、保管方法について説明を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別や排出方法を分かりやすく説明し共有しておくが良い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉じん等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 破傷風、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症予防及び粉じんに留意する。予防接種の他、けがをした場合は、きれいな水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診察を受けてもらう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害の場合、被災現場を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技 12】（令和 5 年 1 月 20 日、環境省）を参考に作成

2-5 片付けごみ、生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理

(1) 片付けごみ

発災後は、平時に決定した方針に従い、平時から取り決めておいた片付けごみの分別排出のルール周知、徹底に努めるなど対策を実施し、特に意図していない場所への片付けごみ等の集積がある場合についてもあらかじめ対応を検討し、計画的な収集に努めます。

表 3-25 片付けごみの処分方法

分別の種類	災害廃棄物の種類	処分場所 (または取り扱い)	処分方法
片付けごみ	可燃系混合物	桜井市ごみ焼却炉棟	焼却
	不燃系混合物	リサイクルセンター→ 桜井市ごみ焼却炉棟	破碎→選別→焼却
	家電	民間委託	再資源化
	畳	リサイクルセンター→ 桜井市ごみ焼却炉棟	破碎→焼却
	スプリング マットレス等	リサイクルセンター→ 桜井市ごみ焼却炉棟	解体→破碎→選別→焼却

(2) 生活ごみ

生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行います。生ごみ等の腐敗性のものが含まれるため、発災後3~4日には収集運搬、処理を開始することを目標とします。

表 3-26 生活ごみ対策の実施に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	・責任者：業務課長 ・対応者：業務課職員
2) 実施すべき事項	・集積所の使用可否を確認 ・生活ごみと災害ごみの分離 ・ごみ収集量の把握
3) 実施方法	・生活ごみは平時と同様の収集方法で行う。

(3) 避難所ごみ

発災後は、第3章1-5(3)で整理した、避難所ごみの収集方法や分別及び保管方法に基づき処理を行います。避難所の開設状況や避難状況等を考慮し、収集運搬ルート及び収集頻度を検討します。

(4) し尿処理

① 仮設トイレ等の設置

発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握し、速やかに仮設トイレ（汲取）を設置し、携帯トイレ等（便収納袋で凝固）を配布します。なお、備蓄数が不足する場合は、協定事業者、他自治体等からの手配を行います。

② 仮設トイレ等の種類

仮設トイレの設置には通常 1～3 日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯トイレ等を備蓄しておくことも必要です。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置します。

③ 収集運搬

し尿の収集については、衛生上及び 1 基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先し、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握したうえで、収集運搬を行います。

収集運搬の実施主体は、環境総務課とし、バキューム車両、人員が不足する場合については県へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保します。

④ 処理

携帯トイレ等の汚物は可燃ごみとして処理します。し尿の処理は、原則桜井市し尿処理場で行いますが、施設の破損及び故障等による稼働停止時や受入能力を超える場合については、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施若しくは搬入を遅らせても影響の少ないものについての受入制限等、被害状況や各種処理可能方法を整理し、処理を実施します。

2-6 仮置場の設置、運営

(1) 仮置場の設置

平成 23 年 東日本大震災や平成 28 年 熊本地震など過去の災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本市においても同様に行います。

表 3-27 仮置場の設置に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者：環境総務課長 ・対応者：施設課、環境総務課各職員
2) 実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で受け入れる品目、分別方法、保管方針の決定 ・必要な資機材、重機の確保
3) 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設、事業者など関係者と民間事業者との協定締結による、資機材等の確保を行う。

表 3-28 仮置場レイアウト配置の留意点

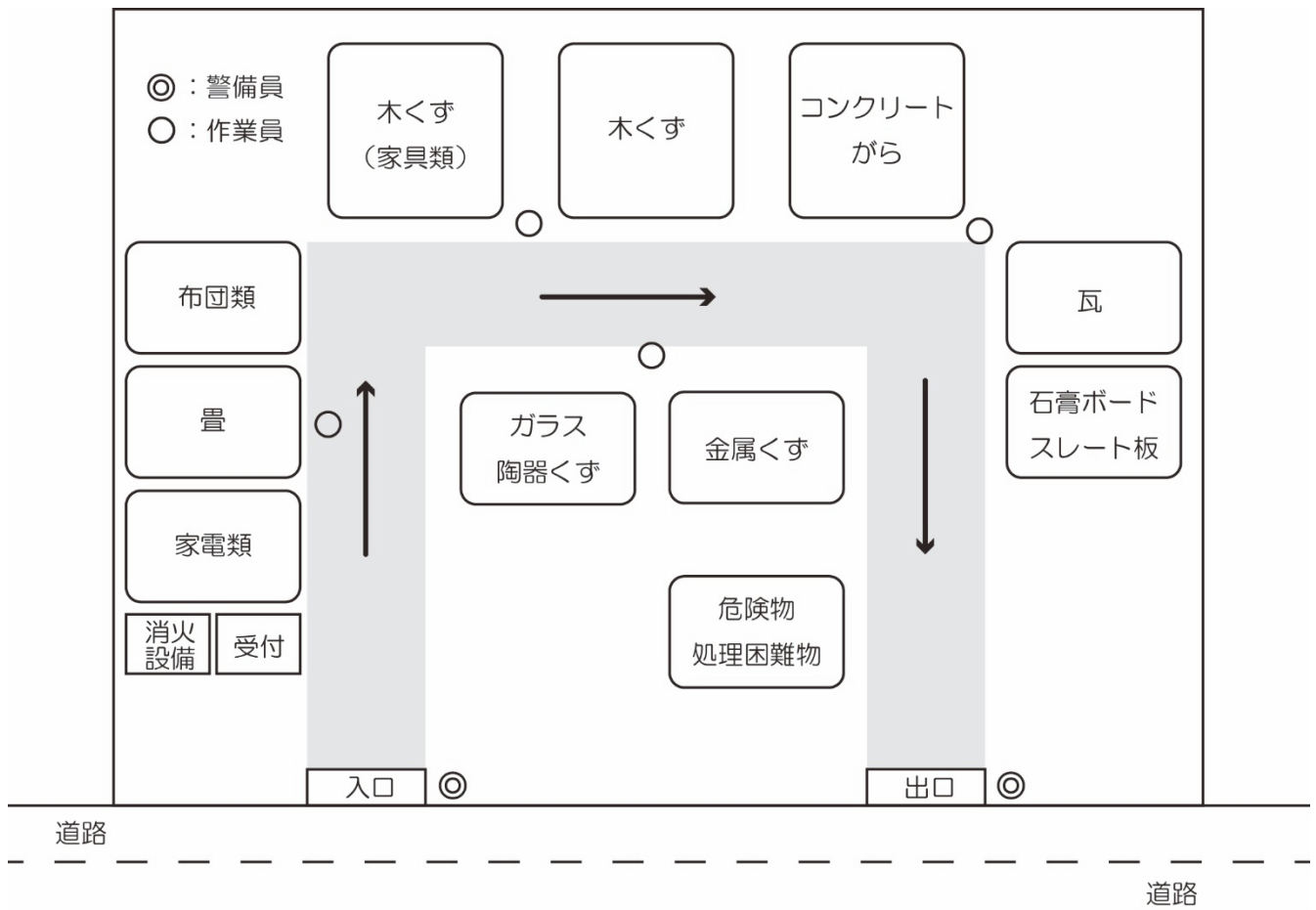
項目		留意点
災害の規模	大規模	<ul style="list-style-type: none"> ・粗選別作業スペースを有する一次仮置場に排出し、分別区分して集積する。粗選別後、二次仮置場に運搬を想定する。
	中小規模	<ul style="list-style-type: none"> ・集積所（住民用仮置場）に分別排出し、一次仮置場に運搬し粗選別を行う。あるいは処理施設に直接搬入も考えられる。
災害の種類	地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時には瓦類などのスペースを広くする。
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害時には畳、布団、マットレスなどのスペースを広くとる。 ・強風、竜巻時には屋根材（瓦、スレート、波板等）などのスペースを広くとる。
ステーション回収の実施可否	実施可	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などインフラが使用可能でステーション回収可能な場合や自治会でステーション回収を想定している場合は、平時の搬出区分、方法で搬出、収集を行う。（例：可燃ごみは45Lのごみ袋に入れて搬出）
	実施不可	<ul style="list-style-type: none"> ・集積所（住民用仮置場）、一次仮置場を設置して対応する。

注．素材が似ているコンクリートがらとスレートは必ず分別し、コンクリートがらは極力リサイクル、スレートは適切に処理・処分を行う

注．スレート（石綿を含有するものがあるため）、ガラス、陶器はコンテナ、フレコンバッグ等に收容し、飛散、散乱防止を図る（仮置場で散乱するため、仮置場返却時の原状回復を考慮）

(仮置場の設置に係る留意事項)

- ◆保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壌汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、災害対策本部で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平時に作成しておく。)
- ◆生ごみは搬入不可とする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。



- 注. 分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する
- 注. 災害廃棄物の分別区分は、平時のごみの分別区分を参考に、処理事業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい
- 注. 出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする

図 3-5 仮置場の分別配置の例

(2) 仮置場の管理、運営

仮置場の開設は、災害の種類、規模により変動しますが、発災後数日以内に行うことが求められます。災害時に迅速に仮置場を開設し管理、運営するためには、事前の準備が必要となります。

(仮置場の管理、運営に係る留意事項)

- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平時に作成しておく。)
- ◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の低減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。

表 3-29 仮置場の管理、運営に必要な事項(本部)

項目	内容
1) 責任者・対応者	・責任者：環境総務課長 ・対応者：施設課、業務課、環境総務課各職員
2) 実施すべき事項	・仮置場の管理運営体制の確立 ・仮置場設置場所による収集運搬ルートの設定 ・住民への広報 ・夜間警備
3) 実施方法	・協定等に基づき事業者へ仮置場管理運営の依頼を行う。

表 3-30 仮置場の管理、運営に必要な事項(現場)

項目	内容
1) 責任者・対応者	・責任者：施設課長 ・対応者：施設課職員
2) 実施すべき事項	・搬入台数、搬出台数、搬入量、搬出量の把握 ・立て看板及び見せごみの設置 など
3) 実施方法	・搬入車両のナンバーの記録、搬入物の写真撮影を実施する。

2-7 災害廃棄物量の算定

更新された被害状況をもとに、第2章6で示した原単位を用いて災害廃棄物量を適宜更新します。仮置場への災害廃棄物搬入がある程度進んだ場合は、仮置場への搬入量(集積量)から災害廃棄物量を算出(計測)します。

2-8 住民広報

仮置場を設置したときには、場所、受入期間(時間)、分別品目、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行います。広報は、全世帯へ周知できるようホームページ、SNS、メール、広報紙、広報車、市の掲示板、避難所への掲示等複数の方法により行います。

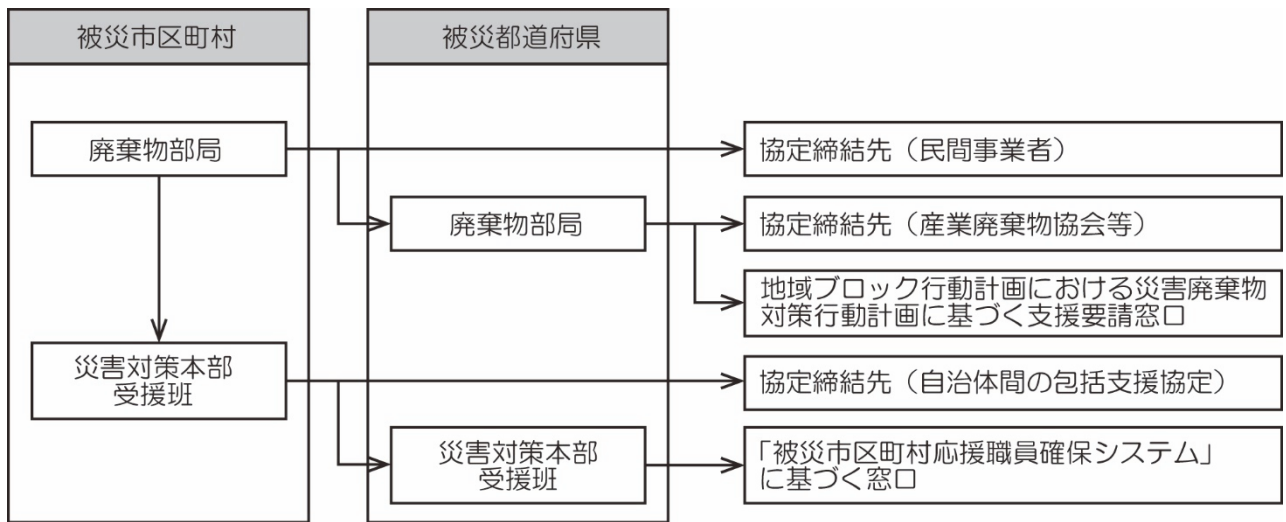
2-9 受援体制の整備

災害時の廃棄物処理について適正かつ円滑、迅速に行うために、本市のみでは対応が難しい場合、協定等にもとづく支援、県、国を通じた支援を要請することが考えられます。特に大規模災害時には、協定事業者等以外の民間企業やボランティアと連携することも検討が必要です。

受援体制の構築にあたっては、連絡窓口、受援が必要な業務、必要人数、支援側との役割分担等必要な事項を明確にする必要があります。災害廃棄物処理において受援が必要と考えられる業務内容は表3-31のとおりです。

表 3-31 災害廃棄物処理において受援が必要な業務内容

時期	業務内容
初動期	・ 仮置場の設置、運営
	・ 廃棄物の収集運搬
	・ 各種相談窓口の設置等
応急対策期	・ 災害廃棄物等の発生量推計
	・ 被災現場における衛生対策
	・ 有害物質、危険物、腐敗物の対応
	・ 災害廃棄物処理実行計画の策定
災害復旧・復興期	・ 撤去・解体
	・ 補助金申請



※地域ブロック行動計画における災害廃棄物対策行動計画に基づく支援要請窓口は、地域ブロック毎に異なることから、地域ブロック行動計画を確認することが必要。

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 8-3】（平成 31 年 4 月、環境省）

図 3-6 支援要請の流れ(例)

3 応急対策期（発災後約1か月～3か月）

3-1 被災状況の集約と災害廃棄物量等の見直し

応急対策期に入ると、被災した市民による片付けごみの排出も落ち着き、損壊家屋等の撤去・解体が本格化することで、片付けごみの量やがれき類発生量が逐次変動することが想定されます。このため、災害廃棄物発生量について、実際に仮置場に搬入された量を基本に、要処理量や処理スケジュールを見直します。

3-2 住民広報

災害廃棄物の処理や復旧作業が本格化することから、初動期の内容に追加し、復旧に向けた具体的な情報を提供します。また、仮置場の設置状況や搬入方法などに変更があった場合は、適宜広報します。応急対策期において、初動期から新たに広報が必要となる項目は以下のとおりです。

- 片付けごみ、がれき処理に関して、市民からの問い合わせの多い事項とその回答
- 公費による撤去・解体を行う場合の手続き方法等
- 貴重品、思い出の品の閲覧、引き渡し方法
- 災害廃棄物の処理状況

3-3 仮置場の設置、運営

損壊家屋等の被害状況から、がれき類が大量に発生すると判断される場合には、二次仮置場を設置することで、損壊家屋の迅速な撤去が行えるように対応します。一次仮置場については、初動期から引き続き適切な運営、管理を行い、片付けごみの処理に対応します。また、一次仮置場を複数設置してある場合は、片付けごみを集約して、随時閉鎖を行います。

3-4 環境モニタリングの実施

(1) 基本方針

環境モニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止します。環境モニタリング結果を踏まえ、周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、環境影響を最小限に抑えるよう的確な対策を行います。実施の状況については、適宜、県へ報告を行います。

(2) 環境影響と環境保全対策

災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策は表 3-32 のとおりです。

表 3-32 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグでの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音、振動 搬入、搬出車両の通行による騒音、振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音、低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

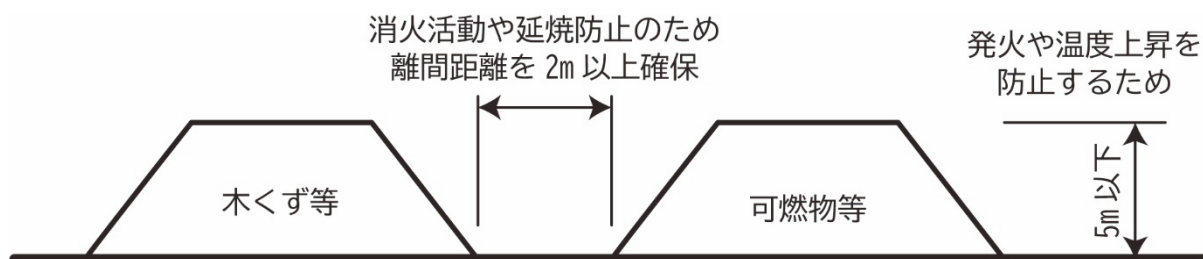
出典：「環境省災害廃棄物対策指針」技術資料【技 18-5】（平成 31 年 4 月 1 日、環境省）

(3) 仮置場における火災対策

仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施します。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置もあわせて行います。

災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されるため、仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下にし、積み上げられる山と山との離間距離は2m以上とします。また、火災の未然防止措置として、日常から、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施します。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行います。消火器や水などでは消火不可能な危険物に対しては消火砂を用いるなど、専門家の意見を基に適切な対応を行います。



出典：「災害廃棄物対策指針技術資料」【技1-14-5】（平成26年3月、環境省）

図3-7 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

3-5 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画に基づき、県が作成する基本方針、実行計画を参考に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、処理スケジュール、処理フロー等を作成し、災害の規模に応じて災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」といいます。）を作成します。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成し、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。実行計画の具体的な項目例は、表3-33のとおりです。

実行計画の策定にあたっては、県に支援や助言を求めます。

表 3-33 実行計画の項目例

<p>第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨</p> <p>1.1 計画の目的</p> <p>1.2 計画の位置付け</p> <p>1.3 計画の期間</p> <p>1.4 計画の見直し</p>
<p>第2章 被災状況と災害廃棄物の発生状況</p> <p>2.1 地域内の被災状況</p> <p>2.2 災害廃棄物の発生状況</p> <p>2.3 災害廃棄物の性状</p>
<p>第3章 災害廃棄物処理の概要</p> <p>3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方</p> <p>3.2 市の処理・処分能力</p> <p>3.3 災害廃棄物処理体制（応援人員を含む。）</p> <p>3.4 処理スケジュール</p> <p>3.5 処理フロー</p>
<p>第4章 処理方法の具体的な内容</p> <p>4.1 仮置場の設置、運営方針</p> <p>4.2 分別区分、収集運搬方針</p> <p>4.3 撤去・解体</p> <p>4.4 処理・処分、再資源化方針（仮設処理施設の設置検討）</p>
<p>第5章 安全対策及び不測の事態等への対応計画</p> <p>5.1 安全対策、作業環境管理</p> <p>5.2 リスク管理</p> <p>5.3 健康被害を防止するための作業環境管理</p> <p>5.4 周辺環境対策</p> <p>5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管、処理</p> <p>5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理</p> <p>5.7 取り扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管・管理</p>
<p>第6章 管理計画</p> <p>6.1 災害廃棄物処理量の管理</p> <p>6.2 情報の公開</p> <p>6.3 都道府県、市町村等関係機関との情報共有</p> <p>6.4 処理完了の確認（跡地返還要領）</p>

3-6 処理の進行管理

第3章2-7で整理した最新の災害廃棄物量に基づき、要処理量や要処理期間を把握し、必要な資機材の確保、体制の整備、更新を行います。

3-7 国庫補助金対応

(1) 災害等廃棄物処理事業

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となります。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業があります。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、県や本市は円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口と緊密に情報交換を行います。

災害等廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となり、人員確保に留意する必要があります。

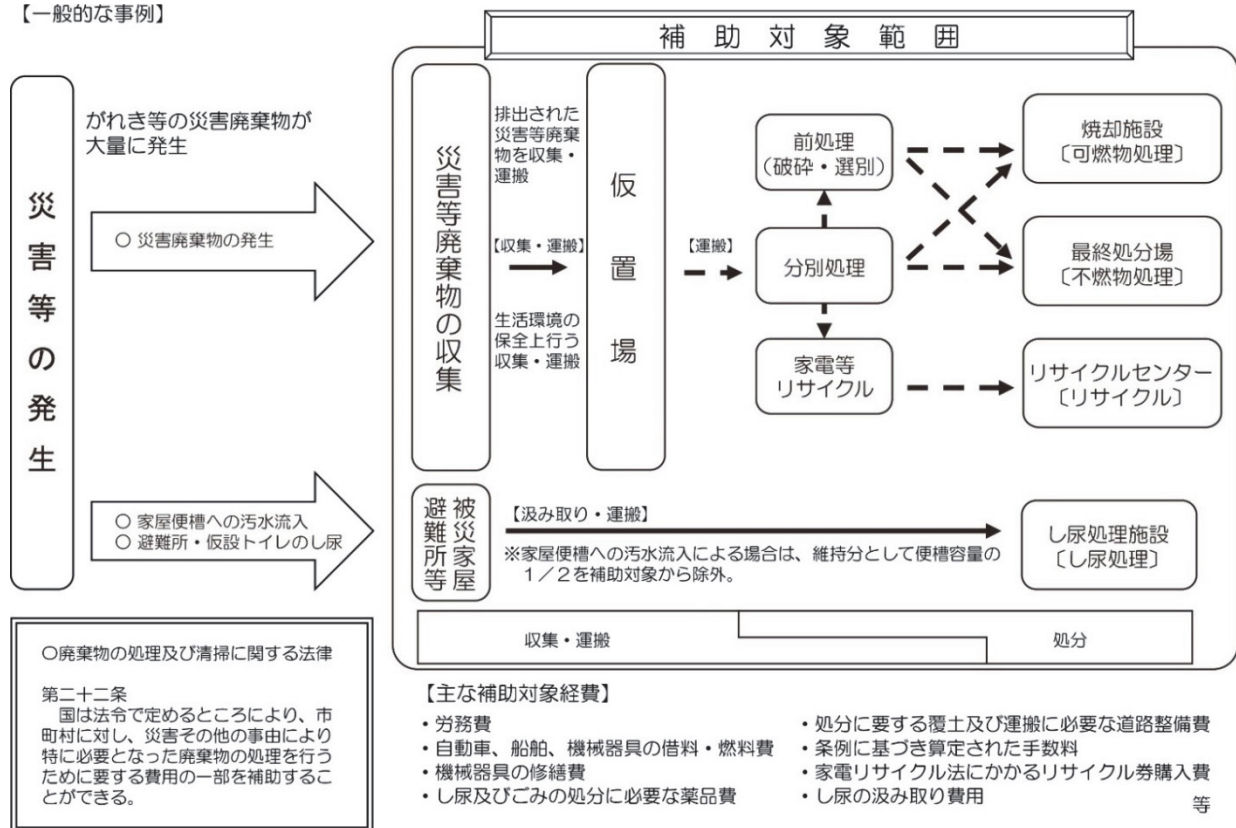
また、国への申請等の手続きは県を経由して行われますが、県からの必要な手続きの内容、留意事項に係る周知等の情報収集に努め、適切な対応を行います。

表 3-34 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助対象事業：	・暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理
対象事業主体：	・市町村、一部事務組合、広域連合、特別区
補助率：	・2分の1（地方負担分についても、大部分は特別交付税措置あり）
対象廃棄物：	・災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物（原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物） ・災害により便槽に流入した汚水（維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外） ・特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの） ・災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月、環境省）

【一般的な事例】



出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成 26 年 6 月、環境省）一部編集

図 3-8 補助対象範囲の概要

表 3-35 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の概要

補助対象事業：	・ 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業
対象となる事業主体：	・ 都道府県、市町村、廃棄物処理センター 他
補助率：	・ 2分の1

(2) 市の補正予算

災害等廃棄物処理事業を進めるにあたり、市の廃棄物担当部門の既存予算では収まらない場合は、補正予算を編成しますが、災害の状況によっては 1 回の補正では済まないケースもあります。補正予算を編成するには財源が必要であるため、国・県との連絡を密にし、起債等も含めた財源確保に努めます。また、急を要する支出に際しては一時借入（一借）の検討が必要になる場合もありますが、補助金受領に向けた事務の円滑な処理により、一借期間を最小限度にし、災害等廃棄物処理事業による市財政への悪影響を極力防ぐ必要があります。

また、補正予算は単に災害廃棄物処理にとどまらず、インフラの復旧や避難所の運営経費等、それぞれの担当部局が財政部門と協議を重ねるため、特に歳入の柱となる各省庁の補助制度については、担当部局及び財政部門とも十分に理解する必要があります。

災害対策という急務を要する状況では、地方自治法第 179 条に基づく専決（処分）が用いられた例もありますが、災害廃棄物処理費用が多額に上回る際には、費用の必要性和根拠を多方面に説明し、理解を得て慎重に対応する必要があります。

4 災害復旧・復興期

4-1 被災状況の集約と災害廃棄物量等の見直し

応急対策期と同様に、実際の被害状況や災害廃棄物の処理状況を適宜見直します。

4-2 住民広報

応急対策期と同様に災害復旧・復興期で広報する事項については継続して広報を行います。また、災害廃棄物の収集や復旧作業の進捗状況により、仮置場を閉鎖した場合も広報を行います。

4-3 環境モニタリングの実施

災害復旧・復興期においても環境対策及びモニタリングを行い、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止します。環境モニタリング結果を踏まえ、周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、環境影響を最小限に抑えるよう的確な対策を行います。実施の状況については、適宜、県へ報告を行います。

4-4 処理の進行管理

応急対策期同様に、第3章2-7で整理した最新の災害廃棄物量に基づき、要処理量や要処理期間を把握し、必要な資機材の確保、体制の整備、更新を行います。

4-5 国庫補助金対応

災害時には、災害の規模によって国庫補助金が適用されます。災害廃棄物の処理に係る費用に対しては、災害等廃棄物処理事業費補助金が適用されるため、県を通じて補助金申請手続きを行います。

4-6 災害廃棄物処理実行計画の見直し

災害復旧・復興期になると、それまでに把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程における新たな問題点が、次第に判明してきます。処理の進行に伴い、発生量や要処理量、処理可能量の見直しがあった場合または災害等廃棄物処理事業費補助金の対象の決定、変更があった場合等は、必要に応じて実行計画の見直しを行います。

第4章 その他

1 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の撤去・解体は、原則として所有者の責任によって行います。ただし、国が特例措置として、市町村が行う損壊家屋等の撤去・解体（公費解体）を補助対象とする場合があります。災害の規模等によって補助対象となるかは異なるため、国に確認し、補助の対象となる場合は、本市で公費解体を行います。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示を行います。

損壊家屋等の撤去・解体に当たっては、重機による作業等が発生するため、土木・建設部局など関係部局を含めた対応をとる必要があります。そのため、事前に関係部局との連携について検討します。

表 4-1 事前準備、関係者の確保

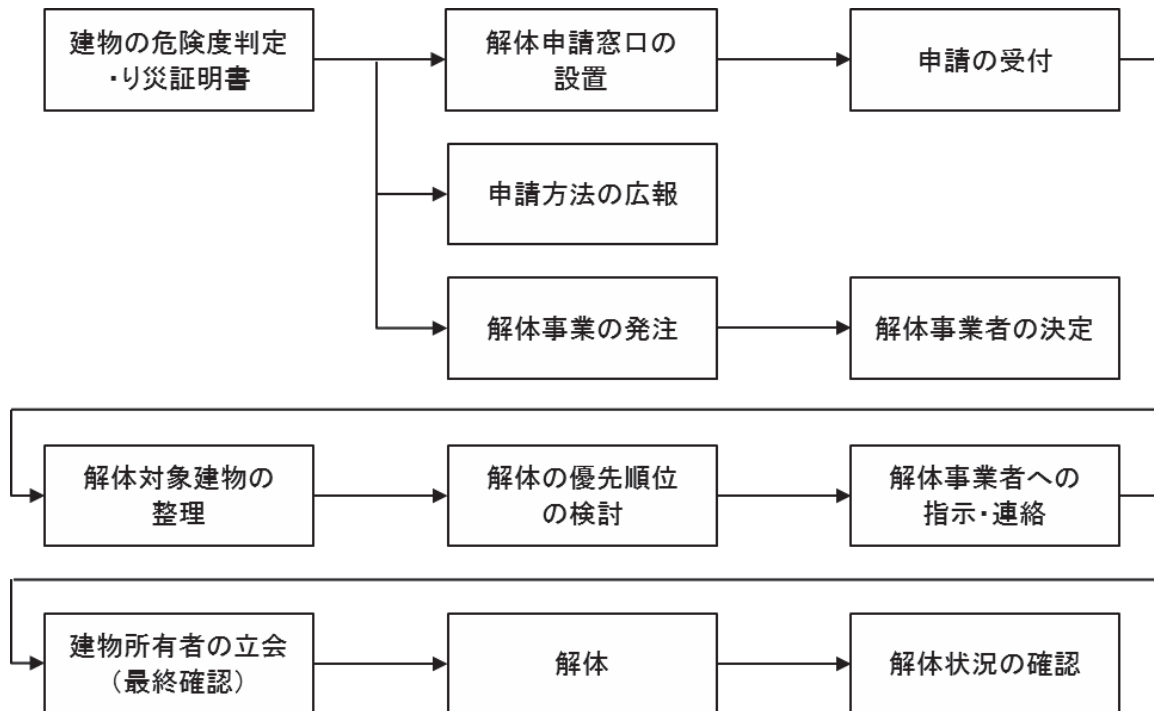
項目	内容
対応者	・ 災害対策本部
実施すべき事項	・ 損壊家屋等の棟数想定 ・ 人員の調整

表 4-2 撤去・解体の方針決定～実施

項目		内容
方針決定	対応者	・ 災害対策本部
	実施すべき事項	・ 損壊家屋等の棟数想定 ・ 人員の調整 ・ マニュアルの作成 ・ 制度（補助金等）の周知 ・ 環境部等関係機関との連携 ・ 解体事業者の把握
実施	対応者	・ 災害対策本部
	実施すべき事項	・ 損壊家屋等の棟数の把握 ・ 人員の確保（支援要請等） ・ 石綿調査の実施 ・ 環境部等関係機関との連携 ・ 制度（補助金等）の周知 ・ 解体事業者との連携

1-1 公費解体の手順

公費解体を行う場合の手順は図4に示すとおりです。



出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）一部編集

図4 公費解体における手順の例

1-2 事業者との契約

公費解体については、申請件数が少ない場合には1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により事業者を設定します。ただし、大規模災害において、1件ずつの契約が現実的でない場合は、解体標準単価を設定し、随意契約（単価契約）等を検討する必要があります。

1-3 石綿対策

石綿含有成形板等（レベル3建材）は多くの家屋に使用されていることから、撤去・解体の工事に当たっては、石綿の使用状況に関する事前調査が必要となります。事前調査は、関係部局と連携し建築申請等の資料や現地確認にて行います。

石綿含有建材を使用した損壊家屋等の撤去・解体や、石綿を含有する廃棄物の収集運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」を参照し、安全に配慮します。

2 選別、処理、再資源化

災害廃棄物等の再資源化を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに留意点に配慮し、処理と再資源化、処分の手順を定めます。

応急対策期においても、今後の処理や再資源化を考慮し可能な限り分別を行います。廃棄物の腐敗等への対応を検討し、害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行います。

緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時または仮置場での分別、保管を行います。

表 4-3 災害廃棄物の選別、処理、再資源化に必要な事項

項目	内容
1) 責任者・対応者	・ 責任者：施設課長 ・ 対応者：施設課職員
2) 実施すべき事項	・ 廃棄物の種類ごとに処理方法、留意事項を確認 ・ 再資源化方針、処理方法、留意事項の周知
3) 実施方法	・ 災害廃棄物の選別、処理、再資源化の情報について周知する。

3 最終処分

不燃物の処理は、大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋め立て処分を行っています。不燃物の処理が行えない場合は、広域的に処分を行う必要が考えられるため、経済的な手段、方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等の活用も含めて検討します。最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請します。

4 広域的な処理・処分

本市で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県へ事務委託（地方自治法第 252 条の 14）を含めて広域処理を検討します。県への事務委託の内容には次のようなものが考えられます。

- ① 損壊建物等の撤去・解体
- ② 一次仮置場までの収集運搬 → 一次仮置場における分別、処理
- ③ 一次仮置場からの収集運搬 → 二次仮置場における分別、処理
- ④ 二次仮置場からの収集運搬
- ⑤ 処理（本市では処理困難な災害廃棄物等）

5 太陽光パネル、蓄電池等への対応

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電の恐れがあるため、取り扱いに注意します。

また、風水害等で被災した電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両が一時的に仮置場に持ち込まれた場合についても、所有者への引き渡しが無事完了するまで安全性に配慮して作業を行います。

6 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物の対策

本市で通常収集、処理を行っていない災害廃棄物は、県及び民間事業者と取り扱い方法を検討し、処理方法を定めます。

有害物質の飛散や危険物による爆発、火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行います。混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防じん対策の実施など、労働安全対策を徹底します。

7 思い出の品等

思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、取り扱いルールを定めて、回収、清潔な保管、広報、返却等を行います。貴重品の取り扱いについては、警察と連携を図ります。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底します。

表 4-4 思い出の品等の取り扱いルール例

項目	取り扱いルール等
定義	・アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	・公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡しを行う。
回収方法	・災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
保管方法	・泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	・地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	・基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

8 その他地域性のある災害廃棄物処理対策

その他地域特性のある災害廃棄物（文化財）の発生が予想されるため、可能な限り発生量の推計を行い、平時の処理方法や処理先を踏まえ発災時の処理・処分先を検討します。

桜井市災害廃棄物処理計画

令和6年3月

発行 桜井市

編集 桜井市 環境部 環境総務課

〒633-0052

桜井市大字浅古485番地の1

電話 0744-45-2001（代表）